2021年3月8日・9日 行 政 報 告 資 料 地域福祉部障がい福祉課

「町田市障がい者プラン21-26」の策定について

1 計画の概要

(1) 計画の位置付け

障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」を一体的に策定するものです。

障がいがある人の暮らし全般にわたる計画であることから、他部門計画との整合を図り 推進していきます。

(2) 計画期間

2021年度から2026年度までの6年間

(2023年度までの3年間を前期、残りの期間を後期とする)

(3) 基本理念

「いのちの価値に優劣はない」

(4) 目標など

別紙「町田市障がい者プラン21-26 計画案概要版」のとおり

2 策定経過

2019年度

暮らしの状況・生活の困り事に関する調査実施	8月~9月
町田市障がい者施策推進協議会に諮問	1月

2020年度

町田市障がい者施策推進協議会にて検討	5 回
障がい者計画部会にて検討	9 回
庁内検討会の実施	2回
パブリックコメント実施	11月~12月
障がい者施策推進協議会から答申	2月

3 公表について

2021年4月 広報まちだ並びに町田市ホームページにて公表予定

町田市障がい者プラン 21-26

第6次町田市障がい者計画 町田市障がい福祉事業計画(第6期計画) -

計画案概要版

田 田 市

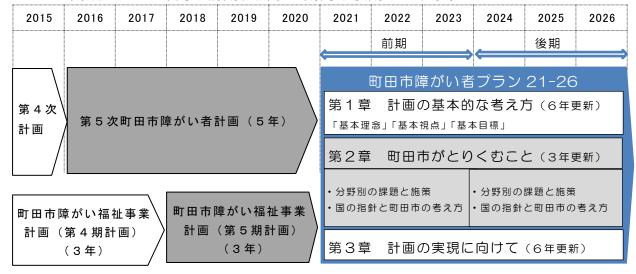
計画の位置づけ

この計画は、これまでの「町田市障がい者計画」と「町田市障がい福祉事業計画」を一体的に策定したもので、市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

なお、障がいがある児童については、町田市における子ども施策の基本計画である「新・町田市子どもマスタープラン」の下に、「町田市子ども発達支援計画」を策定し、子ども施策の中でとりくんでまいります。

計画の期間

この計画の期間は、2021 年度から 2026 年度の6年間とし、2021 年度から 2023 年度までの3年間を前期、残りの期間を後期とします。



いのちの価値に優劣はない

町田市では、障がいがある人の施策について「いのちの価値に優劣はない」と考え、 市民一人ひとりのいのちの尊さを、等しく輝かせることができるようとりくみをすす めてきました。「いのち価値に優劣はない」という考えは、わたしたちの社会の中に置き 換えると、次のような3つの社会につながっています。これらが実現された「共生社会 ※」を目指していく必要があります。

1

差別のない社会

すべての人が障がいについての理解を深め、

- 〇障がいを理由とした差別を受けることなく、一人ひとりにあった合理的配慮※ が提供される社会。
- 〇障がいの有無によって分けへだてられることのない社会。
- 〇人格と個性が尊重される社会。

2

障壁のない社会

障がいがある人の生活を制限している ものや慣例などの障壁・困難が取りの ぞかれ、

- ○あらゆる活動に参加でき、安心して 豊かな生活がおくれる社会。
- 〇制度・施設・設備・サービス・ 情報などを利用しやすい社会。

3

ともに生きられる社会

障がいがある人が人生のさまざまな 場面で適切な支援を受けながら、

- ○誰と、どこでどのように暮らすかを 自ら選ぶことができる社会。
- Oだれもがともに育ち、学び、暮らす ことができる社会。
- ※共生社会: 障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重しあい、理解しながら生きていく社会のことです。
- ※合理的配慮:障がいがある人がない人と同等に暮らしたり、学んだり、働いたりといった いろいろな活動をする上で、必要な変更をしたり調整したりすることです。

基本視点(大切にする考え方)

計画をつくるにあたって、3つの視点を意識して検討をすすめました。この3つの視点は、計画をつくるときだけでなく、さまざまな施策を実施する際にも大切にしていきます。

視点1 「障がいがある人」のとらえ方をひろげる

この計画では、「障がいがある人」を障害者手帳所持者だけでなく、障がいや疾病によって生じる障壁や、まわりの人や社会環境との間における障壁によって生活のしづらさをかかえている人ととらえます。また、支援を受ける対象としてみるだけでなく、自らの意思によって社会に参画する主人公としてとらえます。

視点2 自分で決めることを大切にする

自分に関わることを自分抜きで決められることのない社会の実現が大切です。 この計画をつくる際も、障がいがある人やその家族が、主体的に関わることができ るよう配慮するとともに、その意見を尊重しました。

視点3 さまざまな障がいや個別の状況に配慮する

施策の検討・実施にあたっては、性別、年齢、国籍、生活の実態などのほか肢体、 聴覚、視覚、知的、精神などの障がい並びに発達障がい、難病、高次脳機能障がい に加え、それらの障がいをあわせもついわゆる重複障がいなど個別の状況にも十 分留意します。

<町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査(以下、「実態調査」)>

計画を作るにあたっては障がいがある人の状況やニーズを正確に把握し、反映する視点も重要です。そのために、市では2019年度に、「障害福祉サービス等を利用している障がいがある人」「障害福祉サービスを利用していない障がいがある人」「福祉施設入所者」「精神科病院の長期入院者」を対象に、計画策定の基礎資料並びに施策を推進する際の参考とするため、暮らしの状況や生活の困り事などについての調査を実施しました。

実態調査は「町田市ホームページ>トップページ>医療・福祉>障がい者の為の福祉>障がい福祉課からのお知らせ>町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査について」でご覧いただけます。

基本目標(とりくみの大きな柱)

共生社会の実現に向け、実態調査等の結果を踏まえて、この計画期間の大きな目標として次の2つを定めます。

目標1 地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる

障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」などの問題があるなかで、障がいがある人が希望に応じ住み慣れた地域で暮らしつづけられるようにする必要があります。

障がいがある人が心と体を健やかに保ち、安心して地域で暮らしつづけるため、福祉はもとより、保健・医療、情報保障、防災、学び・文化芸術・スポーツなどあらゆる分野で障がいがある人に配慮したとりくみや支援体制の整備をすすめることが重要です。

調査結果

実態調査では、「将来望む生活」として、「住み慣れた町田市で暮らしたい」という意見が多く寄せられました。

【主な意見】

- ・必要な福祉サービスを利用しながら、子どもの頃から住んでいる家のあるこの町 で暮らし続けたい。
- できれば、住み慣れた地域で暮らし続けたい。
- ・障がい者として特別に扱われる事なく、出来るだけ普通に暮らしたい。
- ・今後も、施設ではなく地域で生活していきたい。

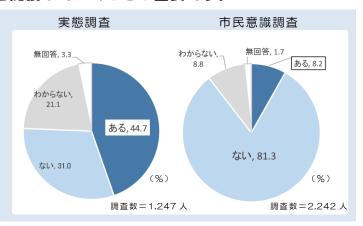
目標2 障がい理解を促進し、差別をなくす

障がいを理由に異なる扱いを受けたり、合理的配慮が受けられないといった障がい者差別を感じている人が多くいます。

障がいがある人が、分けへだてなく地域社会で暮らせるようにするために、障がい者差別をなくしていく必要があります。すべての市民や事業者等が、障がいや障がいがある人について理解を深めるとともに、障がい者差別を解消する法律等に基づいて、障がいがある人の権利を擁護していくことが重要です。

実態調査では、障がいがあることを理由に差別を受けた経験があると答えた人が44.7%にのぼりました。一方、市民意識調査※では、日常生活で差別感を感じている人は8.2%にとどまっており、障がいの有無の違いで、経験や認識に大きな差があることがうきぼりになっています。

※2018年度町田市市民意識調査 (障がいがない人も対象にした調査です)



施策の体系(とりくみの全体像)

基本理念	基本目標	施策分野	重点施策(実行プラン)	
いのちの価値に優劣はない	1 でしにて仕つ 2 がを、なのをわ支組く 理進別す	1 学び、文化芸術、 スポーツ活動の こと	・小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催 ・障がいがある人の学習成果を発表する 場の充実	重点 1 P6 加策 2 P6
		— 2 暮らすこと 3 tecents -W◆	・地域生活支援拠点等が有する機能の 充実 ・精神障がいにも対応した地域包括ケ アシステム構築に向けた保健・医療 ・福祉の連携 ・重い障がいがある人が利用できるグル ープホームのあり方の検討	重点 3 P6 加策 4 P7 加策 5 P7
		_ 3 日中活動・働く こと 8 日本	・既存の事業所の活用による、重い障がいのある人の日中活動の場の確保方策の実施 ・障がいがある人の就労に関する実態調査 ・障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議	重点 6 P7 重点 7 P8 重点 8 P8
		— 4 相談すること 3 textods 	・相談支援体制の強化 ・課題を抱え孤立している障がいがある 人・家庭への相談支援	重点 9 P8 加策 9 P8 加策 10 P9 加策 10 P9
		5 家庭を築くこと・ 家族を支えること	- ・短期入所事業所の基盤整備	重点 施策 11 P9
		_ 6 保健・医療のこ と (***********************************	・医療機関に対する障害者差別解消法 の周知	重点12 P9
		_ 7 情報アクセシビリ ティのこと 9 ***********************************	・手話通訳の普及促進 ・市からの情報発信のバリアフリー化 推進事業 ・サービス・支援機関等の情報提供事業	重点13 P10 mm 17 P10
		8 生活環境と安全 ・安心のこと	・避難体制の充実	重点 施策 16 P11
		9 差別をなくすこ と・権利を守る こと	・町田市障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定	重点17 P11
		10 行政サービスの こと	・行政窓口における意思疎通の環境整備	重点18 P11
		—11 理解・協働のこと 17 (対象)	・理解促進研修・啓発事業 	重点19 P12 重点20 P12

分野別のとりくみ

計画では 11 の分野で「現状と課題」「主なとりくみ」を整理しています。この概要版では、主なとりくみのうち、重点施策(基本目標を達成するため重点的にとりくむことの方向性)とそれに対応する具体的なとりくみを紹介します。

1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと

重点 施策

障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。

具体的なとりくみ

市内の小学校で、障がい者スポーツの体験教室キャラバンをおこないます。

^{重点} 2

障がいがある人が学び続けられるように、社会教育(生涯学習)の 機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。

具体的なとりくみ

視覚や聴覚などの障がいに応じた学習プログラムを開発します。その上で、 発表の場を設けることで障がいがある人の生涯学習を推進します。

2 暮らすこと

重点 施策 3 地域生活支援拠点等※の整備および充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。

具体的なとりくみ

地域生活支援拠点等について、①各地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備をおこないます。また、②地域生活支援拠点等の機能について、町田市障がい者施策推進協議会において年1回以上、運用状況の検証・検討をおこないます。

※地域生活支援拠点等…障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つとしています。

重点 施策 4 保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。

具体的なとりくみ

精神障がいがある人が安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者が定期的に連携できるネットワーク会議を設置します。

会議において、長期入院者が地域で安心して生活できるような基盤整備に向けた協議を計画的に実施していきます。

重点 5 施策

グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施 します。特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につと めます。

具体的なとりくみ

重い障がいがある人の利用や高齢化を含めた多様なニーズに対応し、町田市内にグループホームを計画的に整備していくための検討をおこないます。町田市だけでなく、市内・市外の事業者や障がい者支援センター等と連携し、当事者のニーズ把握や事例集等の収集をおこないながら検討を進めます。

3 日中活動・働くこと

重点 6

市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、 日中活動の場の確保を支援していきます。

具体的なとりくみ

重い障がいがある人を受け入れている日中活動系事業所の事例を収集し、好事例集としてまとめ、市内事業所への共有や新たな事業所の参入を促進する ツールとして活用します。

また、特に重い障がいがある人を対象とした事業所への支援施策のあり方を 検討します。 重点 施策 7 障がいがある人の就労と、働き続けるための支援をよりいっそうす すめます。

具体的なとりくみ

障がいがある人と企業や公的機関に対して障がい者雇用に関する調査をおこない、一般就労と職場定着のために必要とされていることについて把握します。

重点 8

障がい者就労・生活支援センター等を中心とした、支援機関の強固 な連携体制の構築に向けとりくみます。

具体的なとりくみ

各機関との連携を強化するために、会議を活用して情報共有のあり方や支援 のつなぎ方のルールの検討などをおこない、支援力の向上を目指します。

※障がい者就労・生活支援センター等の支援機関では、地域の障がい者支援センター やハローワーク、障害福祉サービス事業所、特別支援学校など、様々な機関と連携 をとりながら支援をおこなっています。

4 相談すること

重点 施策 9 障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる 向上に引き続きとりくんでいきます。

具体的なとりくみ

町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核としながら、市と民間相談支援事業者の3者が協働して研修・連絡会を開催し、総合的に問題解決ができる、切れ目のない支援のための相談支援体制の強化を図ります。

^{重点} 10

課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供 や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。

具体的なとりくみ

80・50問題※に象徴されるような、課題を抱えつつも、相談先がわからず孤立を深めている障がいがある人・家庭に対して、基幹型相談支援センター(障がい福祉課)・障がい者支援センターや、その他関係機関が連携して、相談支援活動をおこない、障がいがある人の「親なき後(養護者や生計を支えてきた家族が不在となった後)」を見据えた相談支援体制の強化を目指します。

※80・50問題…80代の親が障がいのある50代の子どもの生活を支えるという問題。こうした親子が社会的に孤立し生活が立行かなくなるケースが指摘されています。

5 家庭を築くこと・家族を支えること

重点 施策 11 障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケア※をおこなう事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。

具体的なとりくみ

短期入所(ショートステイ)について、自宅から短時間の移動で利用できる、 身近な場所のサービス基盤が整備されることを目標に、①地域ごとの利用状 況やニーズの分析、②地域ニーズを踏まえた開設促進にとりくみます。

※レスパイトケア…一時的にケアを代わりにおこない、家族など介護者の負担を 軽くするためのサービス。

6 保健・医療のこと

^{重点} 12

障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法の周知などをおこない、合理的配慮などの協力を求めます。

具体的なとりくみ

医療機関の新規開設や変更等に伴う立入検査の機会を利用し、配布物等を活用した障害者差別解消法の周知や合理的配慮への理解を求めていきます。

7 情報アクセシビリティ※のこと

※情報アクセシビリティ:年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に 簡単にたどりつけ、不自由なく使える利用しやすさのことを言います。

重点 13

市役所の窓口だけでなく、病院や金融機関、商業施設など、さまざまな場所で必要な情報が得られ、コミュニケーションをとりやすくなるよう、制度やツールなどの普及啓発をおこないます。

具体的なとりくみ

聴覚障がいがある人が手話通訳を必要とする場合には、市から各事業者に対し、手話通訳者の設置を要請しています。これまで警察や裁判所、学校、病院など人権や生命にかかわる機関に限定して要請していましたが、金融機関、商業施設などにも範囲を広げ手話通訳者の設置を要請していきます。

^{重点} 14

発行物の作成や情報提供を行う際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。

具体的なとりくみ

だれもが必要なときに必要な情報を得られるよう、情報発信のルールについて、 さらなる職員の意識醸成を図ります。また、市民等に「情報発信のバリアフリ ー化」のとりくみを広く情報提供できるよう検討を進めます。

^{重点} 15

障害者手帳をもっていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、わかりやすい内容での情報提供につとめます。

具体的なとりくみ

障がい福祉課での手続きの際に、利用可能なサービスや支援機関等の案内を 配布します。

8 生活環境と安全・安心のこと

^{重点} 16

障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。

具体的なとりくみ

避難施設開設数や配置を見直し、一般の避難施設における感染症対策を実施するとともに、障がいがある人の滞在スペースを確保するなど、避難体制の充実にとりくみます。

9 差別をなくすこと・権利を守ること

^{重点} 17

障がい者差別を解消するための条例を制定します。

具体的なとりくみ

障がいがある人への理解促進と差別解消の推進を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「東京都障害者への理解促進及び 差別解消の推進に関する条例」を踏まえた町田市の条例を制定します。

10 行政サービスのこと

^{重点} 18

障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、市は多様な 方法を検討し、適切な配慮と支援をおこないます。

具体的なとりくみ

聴覚障がいがある人が市役所で行政手続きをする場合に、障がい福祉課から 他部署の窓口に手話通訳者を派遣し、意思疎通を支援します。

11 理解・協働のこと

重点 19

市民・事業者・関係機関等の障がい理解がひろがるよう引き続き、 あらゆる機会・媒体を通じた普及啓発にとりくみます。

具体的なとりくみ

障がいがある人や障がい者差別に関する法律等の理解を促進するために、講演会や研修の開催、印刷物の作成・配布など、あらゆる機会・媒体を通じた 啓発活動をおこないます。

^{重点} 20

市や福祉施設、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材 確保・育成等につながるとりくみの実施に向け検討します。

具体的なとりくみ

支援人材の確保のための方策を検討します。また質の高い支援のための人材 育成につながるとりくみについて、事業所や関係機関をまじえた事業内容の 検討をおこないます。

計画の推進のために

①わかりやすい情報提供と障がい特性の周知・啓発

潜在的なニーズがありながら福祉につながっていない人たちにも情報がいき届くよう情報提供のしかたを工夫します。また、広く市民に向け、障がい特性についての周知や、こころのバリアフリーのための啓発に継続的にとりくみます。

②障がいがある人やその家族のニーズの把握と反映

当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握と反映につとめます。

③町田市障がい者施策推進協議会との連携

様々な立場の人が集まり、市の障がい者施策について多角的な視点からご意見をいただく場である「町田市障がい者施策推進協議会」を、関係機関の連携の場としてもとらえ、よりよい支援を検討していきます。

④庁内の連携と市職員の意識向上

庁内の各部署との連携のもと計画を推進します。また、市職員の障がい理解を深め、意識向上をはかります。

⑤持続可能な制度の構築

必要な人が必要なサービスを安定して利用できるよう、人材や財源の確保策を 含めた制度の維持につとめます。

⑥感染症対策

今後求められる「新しい生活様式」の中での利用者の生活支援のあり方などについて、町田市障がい者施策推進協議会や関係機関の協力もえながら検討し、迅速に対応していきます。

⑦国・東京都との連携や要望

国や都に対して必要な要望を伝えるとともに、行財政上の措置を要請していき ます。

計画の点検と評価

庁内における進捗状況の把握とともに、町田市障がい者施策推進協議会を通じて点検と評価をおこない、必要に応じ改善をはかります。